

介護従事者のための
富田林市高齢者虐待対応
マニュアル



平成26年 3月作成
令和 4年 3月修正
富田林市

はじめに

2006（平成18）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が施行され、本市においても平成19年2月に「富田林市高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めてまいりました。

さらに、高齢者虐待対応において、市と地域包括支援センターの役割を明確化し、虐待対応者の専門性の強化を図るために、「市・地域包括支援センター職員のための富田林市高齢者虐待対応マニュアル」を平成25年5月に作成したところです。

高齢者虐待防止法において、養介護施設従事者には、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない努力義務を、また、生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない通報義務も課しています。

実際に、平成23年度に高齢者虐待を通報した人の約4割が介護従事者（介護支援専門員や介護保険事業所の職員）であったという統計があります。

日頃から高齢者と接し、支えている介護従事者の皆さんが、いち早く虐待につながる可能性を発見することによって、高齢者虐待を未然に防ぐことができます。

そのための基本的な知識とコツを身につけていただけるよう、地域包括支援センターの社会福祉士が中心となって、この「介護従事者のための富田林市高齢者虐待対応マニュアル」を作成しました。

今後、このマニュアルを職場内研修等で十分に活用していただき、市や地域包括支援センターと協働しながら、高齢者虐待ゼロの富田林市をめざして取り組んでいきましょう。

平成26年3月

富田林市健康推進部高齢介護課
課長 渡部 るり

目次

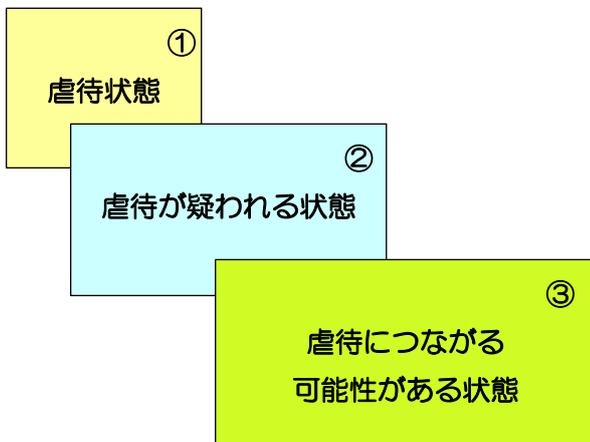
1	心あたりはありませんか？ ～虐待を予防するために～	4
	◆高齢者虐待は突然には起こらない	4
	◆「高齢者虐待予防のための指標一覧」	5
	◆支援のフローチャート	6
2	早期発見・早期対応がカギ ～虐待を深刻化しないために～	7
	◆「高齢者虐待防止法」にうたわれる専門職の立場	7
	◆早期発見を難しくしている要因	8
3	虐待防止のための基本的視点 ～適切に支援を行うために～	9
4	支援の流れ ～抱え込まず連携して対応していきましょう～	10
	◆虐待対応の流れ	10
	◆相談・通報	11
	◆事実確認	12
	◆コアメンバー会議	12
	◆虐待対応ケース会議	13
	◆富田林市虐待防止連絡会	14
	◆支援の実施	15
	◆支援の評価・終結	16
5	高齢者虐待防止法	17
	◆定義	17
	◆「養介護施設・事業」と「従事者」	17
	◆高齢者虐待類型	18
	◆虐待対応と個人情報の取り扱い	20
6	資料	21
	◆虐待のパターン例	21
	◆虐待リスク要因チェックリスト	23
	◆虐待のレベル	25
	◆高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	26
	◆参考文献	31

1 心あたりはありませんか？ ～虐待を予防するために～



生活の中の会話や行動に高齢者への虐待につながる可能性が潜んでいるかもしれません。普段の暮らしを振り返ってみましょう

◆高齢者虐待は突然には起こらない



左記③虐待につながる可能性がある状態とは？

この状態は虐待ではありませんが、このまま放置すると虐待のリスクが高くなる状態をさします。

介護が少しずつ必要となってくる暮らしの中で、高齢者も家族も、加齢や病気にともなう心身の機能の低下を受け入れられないまま、介護の負担が増幅していくと、いずれ虐待につながってしまう可能性があります。

私たちは高齢者や家族の気持ちに寄り添いサポートする中で、高齢者の変化に気付く事が大切になってくるのです。



「変化」とは具体的にどんなこと？

次頁の「指標」を参考にし、予兆を察知できるようにしましょう。



◆「高齢者虐待予防のための指標一覧」

下記の指標は、P.4の“③虐待につながる可能性がある状態”にある人を早期に発見し、早期に対応する機会を確保することによって、高齢者虐待を未然に防ぐことを目的としています。

また、指標では「本人（高齢者）の変化に着目した指標」と「養護者（虐待者）の変化に着目した指標」が示されています。

（資料P.23 「虐待リスク要因チェックリスト」も参考にしてみましょう）

本人（高齢者）の変化に着目した指標	養護者の変化に着目した指標
1. 体重の減少がある	1. 本人の能力低下を認めようとしない
2. 身だしなみが乱れてくる	2. 本人のことを他人のように呼びはじめる
3. 覇気がなくなる	3. 本人の言動に干渉するようになる
4. 感情の波が大きくなる	4. お金に困っている様子がある
5. とりつくりうことが多くなる	5. 話のつじつまが合わなくなる
6. 自分のことを否定的に表現するようになる	6. 自分自身についてのアピールが多くなる
7. 自分で決めようとしないくなる	7. すべての介護を自分で担おうとする
8. お金の使い方に変化がみられるようになる	8. 身だしなみをかまわなくなる
9. 養護者に対してビクビクする発言や態度がみられるようになる	9. サービス利用を制限しようとする
10. 養護者に対して矛盾する言動がみられるようになる	10. サービス提供機関への訴えが多くなる

活用してみましょう！



個人で活用する

支援者が高齢者本人や養護者と接する際、これらの指標を心の中に置きながら関わることで、虐待につながる可能性がある状態であることに早期に気付くことができます。

また、訪問等を終えたあとに、これらの「高齢者虐待予防のための指標一覧」（上図）を活用して振り返ることができます。

カンファレンスで活用する

サービス担当者会議や地域ケア会議等の関係者が集まるカンファレンス等で活用できます。

本指標を参照しながら協議することで、参加メンバーが虐待につながる可能性があるかどうかを判断することに役立ちます。



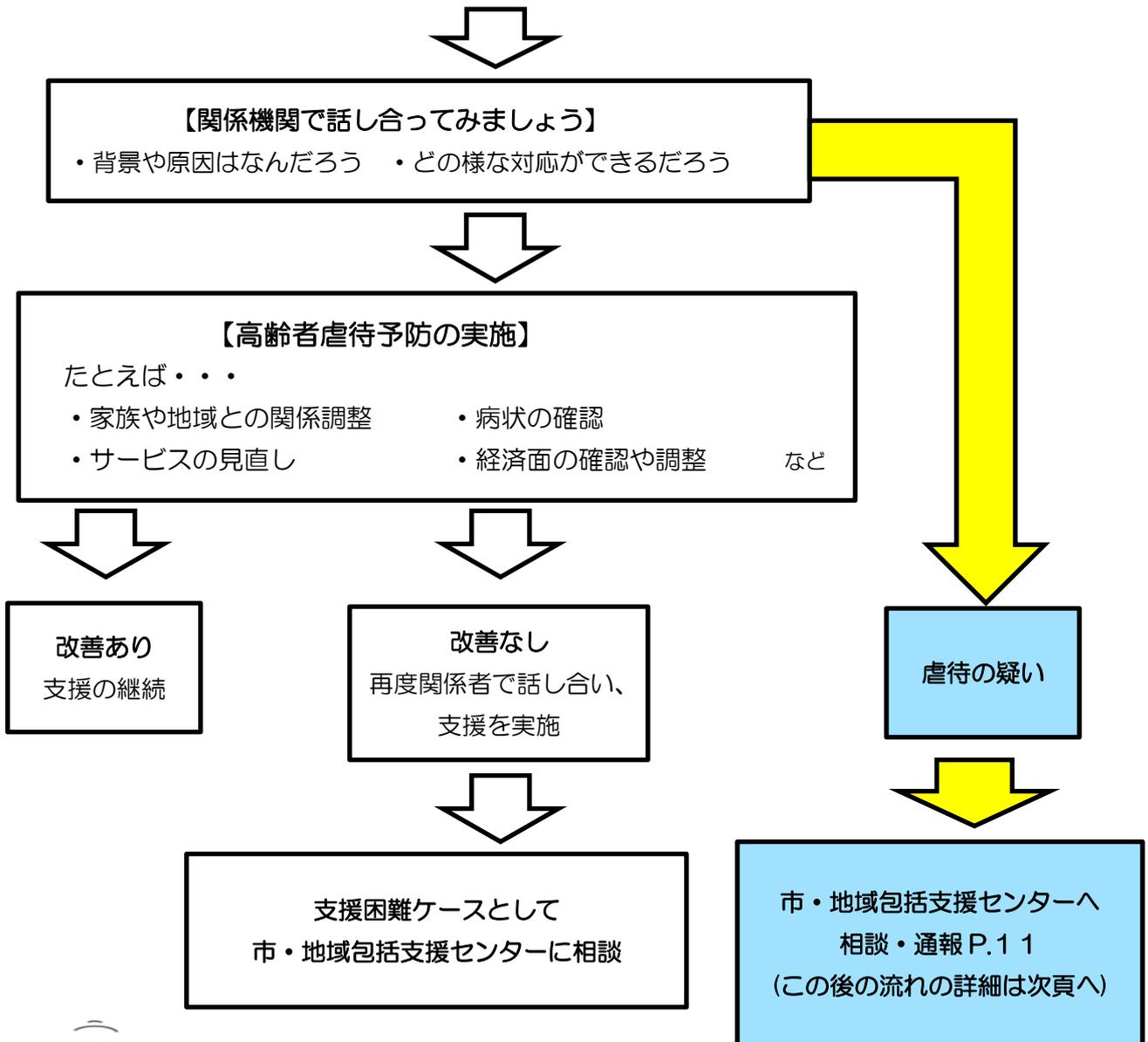
具体的にはどのように動けばいいの？

下記のフローチャートで確認してみましょう。



◆支援のフローチャート

気になることがあれば「高齢者虐待予防のための指標」P.5に当てはめてみる



まずは連絡ください。(連絡先 P.32参照)

明らかな虐待だとわかる状態でも、疑わしいことあれば、市・地域包括支援センターまでお知らせください。

この後の虐待対応や会議についての詳細は次頁をご覧ください。

2 早期発見・早期対応の力ギ ～虐待を深刻化しないために～

高齢者虐待を防止するための最も有効な手段は、「早期発見」と「早期対応」です。
その為、介護従事者においては、専門的な知識を持って関わっていくことが求められています。

◆「高齢者虐待防止法」にうたわれる専門職の立場

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 養介護施設、病院、保健所、その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない
2（略）



高齢者虐待を発見しやすい介護従事者は、早期発見に努めなければならないのですね（上記法項）。
また、生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない通報義務もあるのですね（高齢者虐待防止法 第7条第1項）。

Q&A

Q 65歳未満の人は、高齢者として扱うのでしょうか？

A 介護保険法では地域支援事業のひとつとして、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務付けられており、介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。
老人福祉法では措置の対象者を原則として「65歳以上の者」と定義し「65歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象に含めています。
このことから65歳未満の人に対する虐待についても、高齢者虐待防止法のスキームに則り、「高齢者」に準じて対応を実施する必要があります。

でも、虐待のリスクに心あたりがあり、早期対応の重要さが分かったりしていても、なかなか「虐待」と結び付け動くことは難しいものです。
どうしてなのでしょう？
その要因について次頁を参考にして一緒に考えてみましょう。



◆早期発見を難しくしている要因

高齢者側の要因	<ul style="list-style-type: none"> ① 虐待を受けている高齢者自身が養護者をかばう。 ② 世話をしてもらっている遠慮から言い出せない、身内の恥を思い口外しない。
養護者側の要因	<ul style="list-style-type: none"> ① 自分が虐待をしているという認識がない。 ② 高齢者を励ますつもり等、高齢者のためと理由づけている
関係者側の要因	<ul style="list-style-type: none"> ① 周囲の人が、家庭内のことだからと関与しない。 ② 周囲の人が、家族の金銭的な問題には立ち入ることができないと考えている。 ③ ケアマネジャーやサービス提供者が、一部不適切な部分は認めても、おおむね介護できているため、虐待と位置づけることに抵抗がある。 ④ ケアマネジャーやサービス提供者が、すでに支援（サービス提供）を開始しており、しばらくすると状況が良くなると考えている。 ⑤ ケアマネジャーやサービス提供者が、事を大きくすると高齢者や養護者との信頼関係が崩れると思っている。

Q&A

Q 通報すると、今まで築き上げてきた信頼関係が崩れてしまいませんか？

A 高齢者虐待対応の目的は、虐待を解消し、高齢者が安心して生活を送るために環境を整えることです。そのためには、虐待を受けている高齢者の保護はもとより、養護者の支援も求められます。高齢者や養護者を支援の対象として明確に位置づけるために、虐待と認定することが重要です。

また、高齢者虐待と認定することで、市町村権限の行使を含めた適切な対応を検討することが可能となります。虐待かどうかを判断する時には、高齢者や養護者の虐待に対する自覚は問いません。客観的に見て、高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待と認定して対応を行う必要があります。



早期発見の重要性を認識し、専門職として、少しでも高齢者や養護者の異変に気付いたら、市や地域包括支援センターへ相談することが大切なんですね！！



3 虐待防止のための基本視点 ～適切に支援を行うために～

①虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応しましょう。

②高齢者の安全確保を優先する

事案によっては高齢者の生命に関わるような緊急的な事態も考えられます。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。

③常に迅速な対応を意識する

虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、迅速な対応が必要です。また虐待は夜間・休日も発生するものであるため、対応手順などを把握しておく必要があります。

④必ず組織的に対応する

虐待事案の対応は担当者一人の判断では行わず組織的な対応を行うことが必要です。特に高齢者の安全確保や事実確認の調査は担当者への過度の負担を避け、客観性を確保するためにも複数の職員で対応する事を原則とします。

いつ、誰が対応することになるか分からないので、事業所内で情報（概要だけではなくリアルタイムの状況も）共有しておきましょう。

⑤関係機関と連携して援助する

虐待事案には複合的な問題を抱える場合も少なくないため、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。会議の中で援助方針や各機関の役割分担、連絡体制を定めて援助を行うことが必要です。

⑥適切に権限を行使する

高齢者の安全を最優先に考え、適切に行政権限を行使する事が必要です。

行政権限⇒立入調査（第11条）、やむを得ない事由による措置（第9条第2項）、

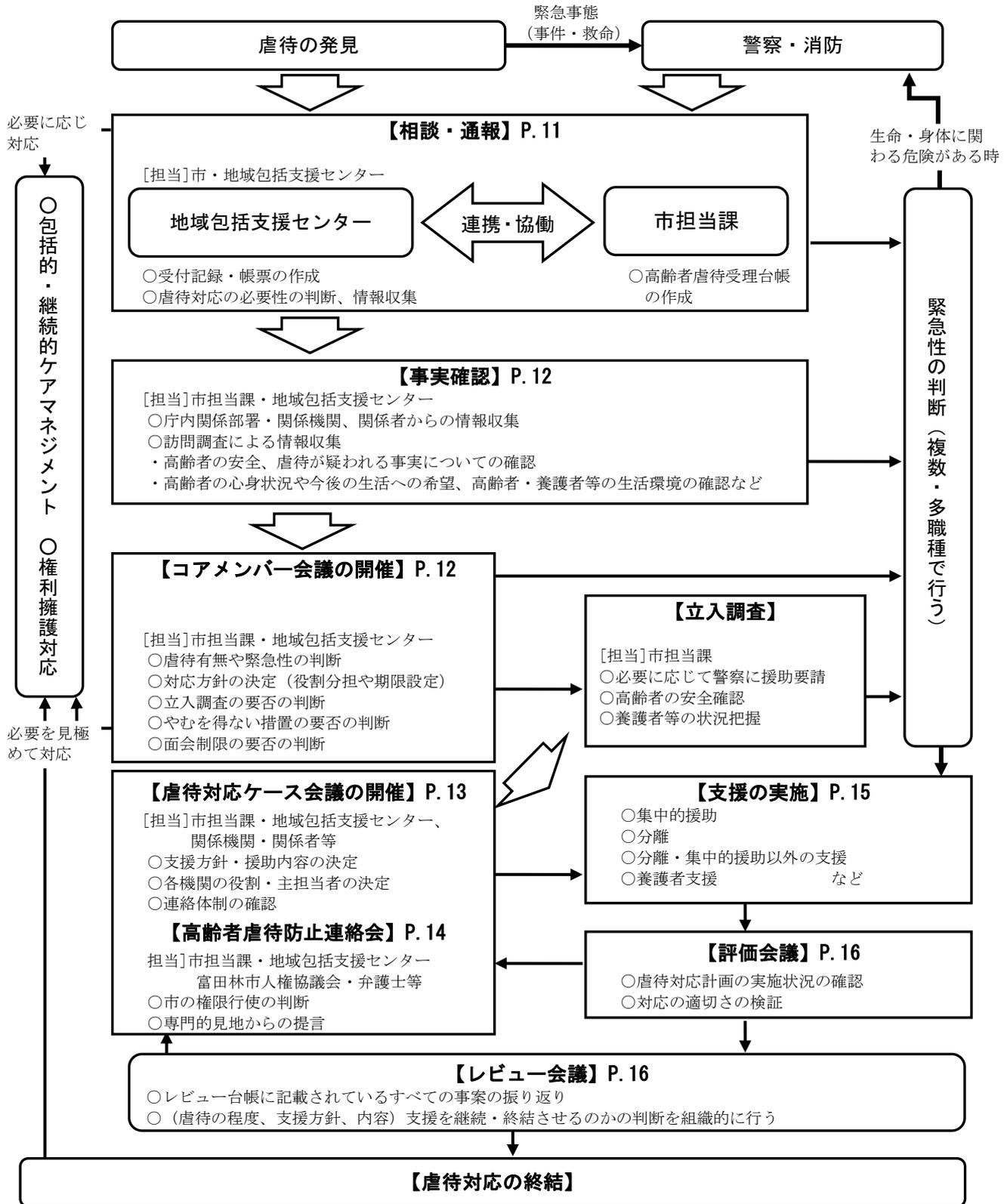
居室の確保（第10条）、面会制限（第13条）、成年後見制度（第9条第2項、第27条第2項）

⑦リスクの予測

支援はその効果やリスクを客観的に予測して行うこと。また、随時アセスメントを行い、新たな課題があれば対応していくようにしましょう。チーム全体が終結のイメージを持ち、意識的に終結を目指し、積極的・集中的援助を提供していくようにしましょう。

4 支援の流れ～抱え込まず連携して対応していきましょう～

◆虐待対応の流れ





前頁のフローチャートに沿ってご覧ください。

◆相談・通報



相談や通報をするにあたり、できる限り詳細な状況、情報を提供していただくことで、その後の対応がスムーズに進みます。そのためにも、下記の項目について把握している範囲で、市・または地域包括支援センターへ情報提供してください。

◎	氏名・年齢・住所
◎	介護保険認定情報
◎	利用しているサービス
◎	虐待と思われる状況
◎	本人の意思判断能力（認知症の状況など）
◎	誰からの虐待
○	サービス利用時の様子
○	居室内の環境
○	身体状況（アザ・傷があるなど）
○	家族構成
△	（本人の）今後の生活についての希望（別に生活をしたいなど）
△	（養護者の）今後の生活についての希望（介護はもうできないなど）
△	今後支援を行う上で協力してくれそうな家族・支援者

※ ◎—○—△ 情報提供の必要度を示しています
（すべてが確認されている必要はありません）



しかし、ある程度把握したうえで相談・通報をしなければいけないということではありません。「情報収集してから相談・通報しなければ」と一人で頑張ってしまうと、迅速に対応できなくなって、その後の支援が上手く進まなかったり、事態が悪化したりする恐れがあります。

相談・通報後の事実確認や会議開催、支援に至るまで、もともと関わっている支援者の協力が必須となります。

その支援者とのこれまでの信頼関係を崩さないよう、また、それを最大限活かせるような、最善の支援方法を一緒に検討していきましょう。

◆事実確認



実施機関	市・担当圏域の地域包括支援センター
方法	「庁内関係部署及び関係機関からの情報収集」、「高齢者や養護者への訪問調査」、「関係機関からの訪問調査」
訪問調査では、高齢者の安全確保や養護者との信頼関係の構築を図るために、支援者からの情報を元に綿密な準備をします。 「虐待」の事実確認であることを伏せて、支援者とさりげなく訪問することもあります。	

高齢者や養護者の情報提供をしてください。
どのような支援が適しているか等を一緒に考え、またアドバイスをいただけると助かります。



◆コアメンバー会議



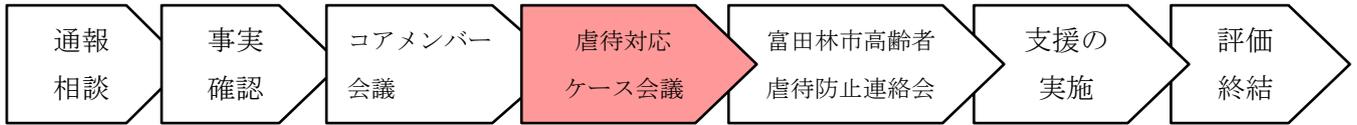
虐待の相談・通報があった場合は、事実確認の結果、明らかに虐待ではない場合を除き、必ず開催する会議です。

目的	虐待の有無、虐待の種類、緊急性の判断、虐待対応計画書の作成等を行います。
出席者	市担当課職員（管理職含む）と担当圏域の地域包括支援センター職員等
虐待状態の深刻化を防ぐため、できるだけ早く（相談・通報から48時間以内が目安）開催するようにしています。高齢者虐待防止法では、コアメンバー会議で「虐待の事実が確認できた」と判断された事案は、その後の対応について、市が第一義的に責任をもつことが規定されています。	



コアメンバー会議は、虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて当面の支援方針（支援内容と役割分担）を決定するための場なんです。

◆虐待対応ケース会議



目的	多角的分析を行い、役割分担しながら、虐待対応計画を決定すること。正しい情報共有ができ、関係機関が一体となって対応すること。	
出席者	市圏域担当職員・担当圏域の地域包括支援センター職員 (必要に応じて市担当課管理職) 高齢者支援関係職員・養護者支援関係職員・その他関係職員	
協議事項	○支援方針・援助内容の決定 ○各機関の役割・主担当者の決定 ○連絡体制の確認	
進行の流れ	①自己紹介。これまでの役割と対応状況の確認。 ②ケースの概要説明。前回会議以降の経過説明。 ③ケース検討。虐待対応計画書作成。支援方針・役割分担の決定。 ④関係者間の連絡先、方法の取り決め。情報集約係を決める。 ⑤計画評価予定日を決める。	
役割分担	市担当課	召集・出席依頼・資料の準備・会議記録作成保管・持ち帰り資料の選定指示
	包括	計画(案)・帳票類作成

虐待対応を継続する上で、新たな計画を協議・決定する会議です。それまでの虐待対応計画の実施状況を確認したり、対応の適切さを検証したりする「評価会議」を兼ねて開催します。開催は必須ではありませんが、チームアプローチで支援する上で方向性や役割分担等を確認するために重要な会議なので、積極的に開催するようにしています。また、支援者の出席をお願いすることがあります。



虐待対応ケース会議は、市や地域包括支援センター、高齢者や養護者に関わるそれぞれの機関が虐待対応をチームとして行う為にも大切な会議であることが分かりました。

◆富田林市高齢者虐待防止連絡会



市の権限行使を行う場合等、支援の根拠を明確にしたり、専門的見地からの提言を必要としたりする場合に開催する会議です。支援者の出席をお願いすることがあります。

目的	多方面の専門家から見解を聞き、当該判断を行うこと。 (コアメンバー会議、虐待対応ケース会議では、虐待の有無・緊急性の判断、市の権限行使、虐待対応計画の決定等が困難な場合)	
出席者	高齢者虐待対応専門職チームの弁護士・社会福祉士、市担当課管理職・圏域担当職員、地域包括支援センター職員（全圏域の社会福祉士等）、人権協議会、ケース関係者（警察・医師・CM・介護サービス事業者等必要に応じて）	
協議事項	①虐待の有無（虐待の種類）・緊急性の判断 ②立入調査・措置・後見市長申立等の市の権限行使の必要性判断と、その根拠の確定 ③虐待対応計画の決定	
役割分担	市担当課	召集・出席依頼・資料の準備・議事録作成保管・持ち帰り資料の選定指示
	包括	計画（案）・帳票類作成

Q&A

Q 高齢者虐待と障がい者虐待などの複合ケースの対応方法は？

A 複数の虐待防止法の関係が考えられる事案については、関係機関と連携しながら支援を行います。

		高齢者虐待	障がい者虐待	児童虐待	配偶者暴力
虐待の種類	身体的虐待	○	○	○	○
	ネグレクト	○	○	○	○
	心理的虐待	○	○	○	○
	性的虐待	○	○	○	○
	経済的虐待	○	○	○	○
対象者の年齢		65歳以上	18歳以上	18歳未満	事実婚含む
通報・相談先		<ul style="list-style-type: none"> 市高齢介護課 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 市障がい福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> 市子育て支援課 子ども家庭センター 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター 警察

◆支援の実施



主に虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備を目指して、必要な対応を行います。

支援中は常に高齢者の安全確保に目配りをしながら、情報収集と課題整理をし、虐待対応計画に基づいてチームで対応するようにしましょう。

下記は主な支援の内容です。

見守り支援	<p>養護者に、現在の行為は不適切であることを伝える。 養護者自身からの相談に応じられることを伝える。 高齢者に、助けを求めることができることを伝える。窓口を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待対応ケース会議等を開催し、見守り体制を整える。一定の時期に体制の継続について判断する。 高齢者・養護者双方の状況把握を行う。
分離・集中的援助以外の支援	<p>《対応にあたっての心構え》</p> <ul style="list-style-type: none"> 養護者の話を十分に聞き、親密な信頼関係を築くこと。複数人で役割分担をし、連携して支援すること（高齢者と養護者の担当者は別にする）。 <p>《認知症の対応に苦慮している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症に対して十分理解するように支援する。適切な医療機関へ受診をすすめる。 <p>《判断能力が低下している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を検討する。 <p>《高齢者や養護者に精神疾患や依存がある場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉担当課、保健所、医療機関につなぐ。民生委員に見守りを依頼する。
分離	<p>《措置の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 解除するタイミングを取り決めておくこと（できる限り速やかに契約に移行することが望ましい）。 <p>《面会制限を行う場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 明確な根拠を持っておくこと。また関係者から入所している施設名称等が漏れることのないよう徹底すること。 <p>《高齢者と養護者を分離した後》</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係改善に向け、支援を継続すること。担当者を分けて対応。意向確認を行い、今後の方針や見通し、対応の説明を行う。

養護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者へは、常に支持的態度で臨むこと。 ・養護者を責めるような言動は決して行わず、介護・世話の状況やこれまでの高齢者との関係、家族の歴史を聞くなどして、虐待が生じるに至った生活背景を理解する。 ・高齢者・養護者両者の気持ちを考え、根気強く対応する。 ・緊急性がない場合は、時間をかけて関係づくりをしていく。 ・関係機関と連携を図り、適切に継続した支援ができる機関につなぐようにする。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆支援の評価・終結



虐待の終結って
どのように判断するの？

終結とは高齢者虐待が解消し、
高齢者の生活が安定した状態と考えます。



虐待の解消のみが目的であるとすれば、高齢者の保護・分離をもって虐待対応が終結したことになってしまいます。重要なのは、保護・分離した後、再び虐待を受けないような安全安心な生活場所を確保することです。家に戻って虐待が再発しては、適切な虐待対応とは言えません。虐待再発のおそれはないか、また新たな権利侵害の発生やそのおそれがないかという点についても、よく検討しておく必要があります。

支援の評価は「評価会議」「レビュー会議」にて行います。

「評価会議」は、虐待対応を継続する必要がある場合に、個別に関係者を招集して計画と対応の適切さを検証します。また虐待対応を終結させる根拠を明確にする場合にも開催します。

「レビュー会議」は、あらかじめ時期を決めて、市内全圏域で発生している虐待事案を評価するものです。虐待事例の支援漏れを防ぐほか、市担当課に進捗状況を報告したり、対応の「継続」「保留」「終結」について検討・判断し、その根拠を明らかにする会議です。

いずれの会議でも、対応の進捗状況を改めて支援者に確認することがありますので、ご協力をお願いします。

5 高齢者虐待防止法

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)を見てみましょう。

(P. 26参照)

◆定義

高齢者	65歳以上 (法第2条第1項) ※65才未満については、P. 7参照
養護者	高齢者の日常生活において何らかの世話をする人。 必ずしも同居していなければならないわけではない。 近所に住みながら世話をしている親族や知人も含まれる。
養介護施設 従事者等	老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所に従事する人 ※下表参照

養護者も支援の対象となるんですね！！



◆「養介護施設・事業」と「従事者」

	養介護施設	養介護事業	養介護施設 従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に従事する者
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業 	

◆高齢者虐待類型（高齢者虐待防止法 第2条第4項及び第5項）

<p>身体的虐待</p>	<p>①暴力行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする・つねる・蹴る・やけど・打撲させる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など <p>②高齢者に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・高齢者に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など <p>③高齢者の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的な判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動するときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し自分で動くことを制限する（ベッドに縛るなど）。つなぎ服を着せる。薬を過剰に服用させ、動きを抑制する。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中からカギをかけて長時間家に入れない。など
<p>介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）</p>	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体、精神的状態を悪化させていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴をしておらず異臭がする。髪や爪が伸び放題。皮膚や衣類、寝具が汚れている。 ・水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって継続したり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にゴミを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活をさせる。など <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療や介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由もなく制限したり使わせない、放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設などから連れ帰る。など <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p>

<p>心理的虐待</p>	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという理由から高齢者の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など
<p>性的虐待</p>	<p>高齢者との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり下着のままに放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・キス、性器への接触、性行為を強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。など
<p>経済的虐待</p>	<p>高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・高齢者の自宅などを無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどの必要な費用を支払わない。など
<p>自己放任 (セルフ ネグレクト)</p>	<p>高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、周りに対して援助を求めず、客観的にみて高齢者の人権が侵害されている状態。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しない。 ・例えば①判断能力が低下している場合、②高齢者の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などがある。 <p>※厚生労働省のマニュアルでも、「市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれているような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります」と記載されています。</p> <p>このような場合でも、市高齢者担当窓口や地域包括支援センターと連携しながら、支援を行っていきましょう。</p>

◆虐待対応と個人情報の取り扱い



相談・通報時、個人情報を伝えることは、守秘義務違反にならないの？

【高齢者虐待防止法 個人情報保護法第16条第3項および第23条第1項の例外規定】

個人情報保護法の利用目的による制限、第三者提供の制限は、次に示すような場合には、例外が認められています。

- 一、法令に基づく場合
 - 二、人の生命、身体または、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三、略
 - 四、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 以下、略

個人情報保護法よりも優先されています。



高齢者虐待対応において、介護保険事業者などが高齢者の同意なく個人情報を取り扱うことや、第三者（市・地域包括支援センターなど）に情報提供することについては個人情報保護法上の問題は生じません。

しかし「情報利用（保管）方法」については、利用方法、管理方法を誤れば違法性が生じるため適切な利用・管理が求められています。

6 資料

◆虐待のパターン例

「どこまでを虐待とみなすか」は、大きな問題です。

また、実際には、誰が見ても「虐待である」と判断できる事例よりも、「虐待かどうか分からない・はっきりしない」という判断が難しい事例が多いものです。

下記はそういったパターンやその対応方法を挙げています。

①介護熱心な家族による虐待

献身的に介護をする家族が虐待を行う例が少なからず見られます。

このような場合、虐待する家族は、しばしば後悔の念を持っています。

そのため虐待が濃厚に疑われても、それを養護者である家族に指摘することが必ずしも有効とは限りません。場合によっては、家族が疲労していることやストレスが蓄積していることを察し、その苦勞を労い、介護サービスを利用するなど介護負担の軽減を提案することが有効になります。

②認知症に対する理解が困難な場合

「認知症特有の行動」に対して介護する家族がうまく理解・対応できないとき、家族が高齢者に虐待行為を行ってしまうことがあります。

認知症についての理解をしてもらうことは大変重要ですが、たとえ認知症を理解したとしても、認知症になったことを受け入れることが難しかったり、毎日顔を合わせて生活している家族は、ストレスや苛立ちがにわかに解消されるとは限りません。家族の苦勞を理解し、また家族の疲労を考慮し、適切な負担軽減を図ることが必要になります。

③家族そのものが崩壊している

高齢者も含めて、家族が何とか成り立っているという家族もあります。

しかし、何らかの原因で、家族のバランスが崩れ、他の構成メンバーにより家族の力が再生せず、高齢者の介護をすることが困難になっている場合があります。とりわけ、それまで采配をふるっていた家庭内のリーダー的な存在が倒れた時に、家庭内がこのような状態になりやすいと言えます。

このような場合、市・地域包括支援センターなど関係機関が連携し、家族の構造把握をしながら、支援していくことが良いと思われます。

④家族の介護力が弱い場合

介護者が、体力的・能力的に低い場合、精神障がい者や知的障がい者などの場合などがあります。そのような介護者の場合、ある程度までは介護はできますが、高齢者の状態が悪化し、必要な介護量が増えると、その養護者の対応能力を超えてしまい、それにより放置したり、暴言・暴力などに及ぶことがあります。

また、介護者が高齢者のSOSサインを見落としてしまうということもあります。ご飯を作って食べさせようとするが、高齢者が「食べたくない」と言う。それを何日も繰り返しているうちに脱水状態に陥る、というような場合もあります。

このような場合、市・地域包括支援センターなど関係機関で連携しながら適切なサービスを導入し、養護者の介護負担を軽減するように支援していくことが有益であると思われます。

⑤過去の家庭内虐待の継続、あるいは地位の逆転

高齢者に対して、伴侶や子どもが暴言や暴力をふるったりする光景が見られます。また、逆に過去に暴力を受けていた妻(夫)が、寝たきりの夫(妻)に対して暴言や暴力をふるったり、介護をせずに放置するといった例もあります。

このような行動には、『家族の歴史』が深く関わっており、簡単には解決できないことが多くみられます。また、その様な行動に対して説得を試みるのが必ずしも有効とは言えず、逆に信頼関係を失うことにもなりかねません。

このような場合、関係機関が連携しながら、養護者の想いを受け止め、信頼関係の構築を図り、同時に、家族の介護負担を軽減するように支援していくことが有益であると思われます。

◆虐待リスク要因チェックリスト

「はい」が多い場合は虐待に繋がるリスクが高い状態を表しています。
 リスク要因が高いと虐待が発生しているということではありませんが、リスク要因の軽減が
 図れるように活用して下さい。

家庭内のリスク要因		はい	いいえ	不明
1	家庭内の人間関係が円滑でない			
2	家族構成が複雑である			
3	近隣からの援助がない			
4	家庭内に要介護者が複数いる			
5	経済的な問題を抱えている			
6	家族が高齢者の年金に依存して生活している			
7	家族が非協力的である			
8	高齢者虐待以外の家庭内虐待が発生していたようである			
9	高齢者の状態に無知・無関心である			
10	家族・親族が社会資源に対して無知、不信感を持っている			
11	介護や認知症等に関する知識が不足している、または無関心である			
12	過去に養護者が高齢者から虐待を受け(てい)たことがある			
13	家庭内において暴力が当たり前のようになっている			

高齢者のリスク要因		はい	いいえ	不明
1	寝たきり状態などになり、身の回りの事ができない			
2	失禁があるなど、排泄が自立していない			
3	認知症が重度もしくは徘徊などの周辺症状が目立つ			
4	精神的障がいを持っている			
5	身体的障がいを持っている			
6	知的障がいを持っている			
7	80歳以上である			
8	女性である			
9	自己主張が強い(頑固・わがまま・強情)			
10	養護者に対して感謝を表さない			

1 1	面倒を見てもらっているために受け身になっている			
1 2	養護者・家族に対して依存度・依頼心が強い			
1 3	状況をあきらめている			
1 4	身だしなみに気をつかわない			
1 5	経済的に他者に依存している			
1 6	財産等の管理を他者に任せている			
1 7	過去に家族・養護者を顧みなかった・もしくは確執があった			
1 8	過去、養護者をいじめていた			
1 9	コミュニケーションが困難である（言語・聴覚障害・認知症など）			
2 0	家族以外との交流が少ない（外出が少ない）			

養護者のリスク要因		はい	いいえ	不明
1	高齢である			
2	精神的障がいを持っている			
3	身体的障がいを持っている			
4	知的障がいを持っている			
5	精神疾患の既往歴がある			
6	薬物やアルコール依存等の問題を抱えている			
7	長期介護に身体的にも精神的にも疲れている			
8	養護者が一人である（協力者がいない）			
9	高齢者と過ごす時間が多い			
1 0	介護・認知症・疾病・障がい等に関する知識が不足または無関心			
1 1	介護の他に仕事をしている			
1 2	相談相手がない（社会的に孤立している）			
1 3	養護者が失業している			
1 4	経済的に不安定である			
1 5	世間体を気にしすぎる			
1 6	将来に強い不安を感じている			
1 7	養護者が子供の頃に虐待された経験がある（過去に確執があった）			
1 8	地域の介護サービスを利用していない（社会資源に無知・不信感がある等）			
1 9	高齢者が過去に養護者をいじめていた			
2 0	養護者が精神的・身体的疲労を抱えている			

◆虐待のレベル

	レベル3 (最重度)	レベル2 (重度～中度)	レベル1 (軽度)	虐待なし
総合	生命、心身の健康、生活に関する危険な状態が生じている。	生命、心身の健康、生活に著しい影響が生じている。	生命、心身の健康、生活への影響が予想される。	左記（レベル1～3）に該当せず、虐待の見られない状態。
身体的虐待	暴力等によって、生命の危険がある（重症の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さ振り、身体拘束等）。	暴力等によって、比較的軽傷である打撲跡、擦過傷、内出血が認められる。睡眠薬の過剰摂取による過度の睡眠状態。	時々、軽くつねられる、叩かれると言った状態が見られる。	左記（レベル1～3）に該当せず、虐待の見られない状態。
介護放棄	食事が与えられていない事による重度の低栄養や脱水状態。十分な介護を受けられてないことによる重度の褥そうや、肺炎、戸外放置等。	食事が与えられないことによる体重の減少がみられる。十分な介護を受けられないことによる極めて不衛生、不潔な状態。	一時的にケアが不十分な状態がある。状態にあった。ケアがされていない。	左記（レベル1～3）に該当せず、虐待の見られない状態。
経済的虐待	年金の搾取により、収入源が途絶え、食事が取れていない、電気、ガス、水道が止められている。	年金の搾取により、収入源が途絶え、支払いが滞りがちとなる。	他者が年金等の金銭を管理し、時折、本人の承諾なく使われている。	左記（レベル1～3）に該当せず、虐待の見られない状態。
心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な態度により、人格や精神症状に歪みが生じている。時に抑うつ状態や自殺企図まで至る。	暴言や無視により、無気力や自暴自棄になっている。自己効力感の低下が著しい状態。	無視や幼稚言葉や暴言があり、落ち込むことがある。	左記（レベル1～3）に該当せず、虐待の見られない状態。
性的虐待	同意のない性行為がなされること。わいせつな行為をすること、または、させること。恒常的な行為が続く、または、性感染症などに至る。	排泄介助後、下半身を裸にして放置するなど、心身の健康に影響のおそれがある状態。	性的な言葉かけ、接触、態度、視線を投げかけられ、精神的に苦痛を感じている。	左記（レベル1～3）に該当せず、虐待の見られない状態。

※意図的であるか否かは問いません。虐待の種別によりレベルが異なる場合には、総合の項目を参照し、重度に判定された方を優先して下さい。

◆高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 **老人福祉法**(昭和三十八年法律第百三十三号) **第五条の三** に規定する老人福祉施設若しくは**同法第二十九条第一項** に規定する有料老人ホーム又は**介護保険法**(平成九年法律第百二十三号) **第八条第二十一項** に規定する地域密着型介護老人福祉施設、**同条第二十六項** に規定する介護老人福祉施設、**同条第二十七項** に規定する介護老人保健施設若しくは**同法第百十五条の四十六第一項** に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 **老人福祉法第五条の二第一項** に規定する老人居宅生活支援事業又は**介護保険法第八条第一項** に規定する居宅サービス事業、**同条第十四項** に規定する地域密着型サービス事業、**同条第二十三項** に規定する居宅介護支援事業、**同法第八条の二第一項** に規定する介護予防サービス事業、**同条第十四項** に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは**同法第十八項** に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(**障害者基本法**(昭和四十五年法律第八十四号) **第二条第一号** に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

- 第五条** 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

- 第六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

- 第七条** 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 **刑法** (明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 第八条** 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

- 第九条** 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に**老人福祉法第二十条の三**に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、**同法第十条の四第一項**若しくは**第十一条第一項**の規定による措置を講じ、又は、適切に、**同法第三十二条**の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

- 第十条** 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について**老人福祉法第十条の四第一項第三号**又は**第十一条第一項第一号**若しくは**第二号**の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

- 第十一条** 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、**介護保険法百十五号の四十六第二項**の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(警察署長に対する援助要請等)

- 第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な**警察官職務執行法**(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

- 第十三条** 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について**老人福祉法第十一条第一項第二号**又は**第三号**の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

- 第十四条** 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、**老人福祉法第二十条の七の二第一項**に規定する老人介護支援センター、**介護保険法第一百五十九条の四十六第三項**の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち相当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 **刑法**の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、**地方自治法**（昭和二十二年法律第六十七号）**第二百五十二条の十九第一項**の指定都市及び**同法第二百五十二条の二十二第一項**の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、**老人福祉法**又は**介護保険法**の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、**老人福祉法第三十二条**の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第二百二十四条並びに第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二 第二十二條及び附則第五十二條第三項の規定 平成十九年三月一日

三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第百一条、第百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六條、第百十八條、第百二十一条並びに第百二十九条の規定 平成二十年十月一日

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百一条、第百一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日
(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一條、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

◆参考文献

- 広島市高齢者虐待防止早期発見マニュアル

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1180509741642/index.html>

- 高齢者虐待の手引き 社団法人日本社会福祉士会

- 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」

- 福井県 虐待防止マニュアル

www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/gyakutai'bousi_d/.../007.pdf

- 高齢者虐待対応ハンドブック 埼玉県福祉部高齢者福祉課 高齢者虐待担当発行

- 『地域包括支援センター／市町村職員のための 高齢者虐待対応チェックリスト』

作成：大阪府地域包括ワーキングチーム 平成19年3月発行

- 『高齢者虐待の予防のためのハンドブック』

発行：大阪市社会福祉研修：情報センター 高齢者虐待検討部会

- 介護従事者のための高齢者虐待予防サポートファイル

発行：大阪府福祉部高齢介護室介護支援課



笑顔で暮らせる富田林

富田林市高齢介護課 富田林市役所内	0721-25-1000
富田林警察署	0721-25-1234

喜志・第一中学校区担当 第1ほんわかセンター（富田林市高齢介護課） 富田林市役所内	0721-25-1000
第二・第三中学校区担当 第2ほんわかセンター（富田林市社会福祉協議会） コミュニティーセンターかがりの郷内	0721-25-8205
金剛・葛城・藤陽・明治池中学校区担当 第3ほんわかセンター（けあばる） （けあばる金剛）	0721-28-8631 0721-28-3166

介護従事者のための
富田林市高齢者虐待対応マニュアル

発行 平成26年 3月14日
発行者 富田林市 健康推進部
高齢介護課
